

# (調査報告) 情報公開・個人情報保護問題と公立学校

## —— 東京都目黒区の事例を中心に ——

浦野 東洋一

### はじめに

「逆説的なようであるが、個々人のプライバシーの権利が確保されるためには、まずもって、政府の情報システムにたいする、国民の知る権利が保障されていることが、前提条件なのである。なぜかという、日本では、政府は、個人情報システムのあり方について、けっして国民には公開せず、秘密にシステムを運用している。公務員は、守秘義務を課せられており、システムは非公開だから、プライバシーは保護されています、というのが政府のいい分である。」(奥平康弘『知る権利』、286頁)奥平教授がこう書いたのは、1979年のことであった。それからほぼ10年後の今、主要先進国首脳会議(サミット)参加国でまだ個人情報保護の法律がないのは日本とイタリアだけになり、ようやく日本政府も個人情報保護法案の作成にふみきったようである。

新聞報道(「朝日新聞」1988年4月7日)によれば、政府(総務庁)は、国の行政機関がコンピュータに入れている個人の情報を本人に開示することで、勝手に利用されないよう歯止めをかける「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案」の最終案を固めたようである。しかし、情報の全面的な開示に各省庁が消極的な姿勢であるため開示を拒否できる領域が広く、また、個人情報の収集方法を制限していないなど、1980年9月23日採択のOECD理事会勧告「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告」(Recommendation of the Council concerning Guidelines Governing the Protection of Privacy and Transborder Flows of Personal Data)などにてらすと、相当問題があるようである。同紙の解説記事は、「行政機関の持つ情報を『開示請求権』に基づいて国民に明らかにするという新しい考え方が政府全体になかなか定着せず、各省庁の既得権を守ろうとする姿勢ばかりが先行した」と書いている。

ちなみに、同紙が報道した「個人情報保護法案(最終案要旨)」の第14条(処理情報の不開示等)第2項の文言は次のとおりである。

「学校教育法に規定する学校における成績の評価に関する情報または病院もしくは診療所における診療の結果については、設置機関の長は、教育または医療の目的を達成するため必要があると認めるときは、政令で定める者の意見に基づき、情報の全部または一部を開示しないことができる。」

ところで、「国民の知る権利は、もともと主権者たる国民が、国政にかんする情報を入手し利用し、こうして国政に参加するためのものである。この点に、知る権利の憲法上の本質がある」(奥平前掲書、278頁)。

ところが、わが国では、国の体系的な情報公開制度は、いまだ存在していない。この分野で実績をあげてきたのは、神奈川県「神奈川県の機関の公文書の公開に関する条例」(1983年4月1日施行)などをはじめとする地方自治体であった。朝日新聞本社の調査(「朝日新聞」1988年3月21日)によれば、情報公開条例や要綱をもつのは、東京、神奈川、愛知、大阪、福岡など25都道府県を含む全国115の自治体であるという。利用状況についてみると、制度発足時から昨年末までの月平均請求数は埼玉県の378件をトップに、岐阜市118件、北海道96件、神奈川県51件、大阪府44件、福岡県39件などとなっている。東京都の場合は月平均請求数は15件だが、請求手続を省いた情報提供を含めると、窓口の利用者は1987年末までの3ヶ月間だけで16万人余におよんでおり、情報公開制度の利用は都市圏で活発であると、同紙は報じている。

さて、プライバシーの権利についてであるが、かつてそれは「ひとりにしておいてもらう権利」と考えられていたが、今日では「自己に関する情報の流れをコントロールする個人の権利」として積極的に考えられている(堀部政男『プライバシーと高度情報化社会』、1988年、60頁)。

つぎに、「プライバシー」という用語と「個人情報」という用語の関連について、堀部教授は次のように書いている。

「プライバシーと個人情報とでは、後者が前者を包

扱する関係にあるが、プライバシーという、どうしても私的な事柄と結び付けて理解されがちになり、その内容が人によって異なる場合がある。例えば、『年齢はプライバシーだ』という人もいるし、そのように考えない人もいる。プライバシーが主観的な概念であるのに対し、個人データ・個人情報は客観的なものであるということができるので、後者のほうがその範囲を確定することが容易である。(同前書, 61頁)。

この個人情報について、ようやく日本政府もそれを保護する法案の作成にふみきったことについては前述したが、実はこの分野でも自治体が先行している。1987年10月1日現在の自治省の調べで、個人情報保護条例を制定している自治体数は374である。都道府県で制定しているところはいまだない。なお、最初に制定したのは徳島市(1973年6月に「電子計算組織運営審議会条例」を制定)ないし東京都国立市(1975年3月に「電子計算組織の運営に関する条例」を制定)であるという(同前書, 115頁, 111頁)。

蛇足になるかもしれないが付言しておく。個人の情報を保護するというと消極的にひびくかも知れないが、「自己に関する情報の流れをコントロールする個人の権利」を前提とすると、それは個人にとって積極的なものとなる。自己に関する情報の流れをコントロールするためには、まずもって自己の情報を知らなければならないから、自己に関する情報の開示請求権が認められなければならない。またそれをコントロールするための、訂正・抹消・利用中止請求権などが、論理的には認められなければならないからである。

学校が作成、収集し、活用、保管するなどの文章(情報)は多い。目黒区の調べでは、同区の公立小学校における個人情報記録件数は、児童指導要録、知能テスト成績一覧表、性格検査個人表、校内外の事故調査書、児童理解のための資料(家庭調査票)などを含め198件、同中学校のそれは173件の多きに及んでいる。

情報公開と個人情報保護の制度化の動きのなかで、これらの学校文書の取り扱いが、ようやく問われはじめているとあってよい。前掲の新聞報道によれば、「個人情報保護法案(最終案要旨)」の第25条(地方公共団体の責務)には、「地方公共団体は、この法律で定める国の施策に準じて施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する」とあるので、もしこの法案が成立すると、学校文書の取り扱いについて全国の自治体で論議がおこることになるかも知れない。教職員ばかりでなく、住民とりわけ子どもをもつ親も、強い関心を示すであろう。

そうした状況のなかで、本稿は、東京都目黒区がこの問題にどう対処しようとしているか、その一端を調べ報告することを課題としている。

## I

東京都目黒区では、早くも1976年に東京都目黒区電子計算組織の管理運営に関する条例(以下、電算条例と略記する)を制定している。その第3条は、管理運営の基本について、次のように定めている。

「電子計算組織を管理運営するにあたっては、行政の近代化を図り、区民の福祉の増進に寄与するように努めるとともに、区民の基本的な人権を尊重し、区民の個人的秘密を保護するように配慮しなければならない。」

この文言から、コンピュータ化は行政事務の近代化には役立つが、区民の個人的秘密の保護という面ではおおいに心配だ、という自覚を読みとることができる。確かに、大量に、迅速に、不可視の状態では情報を処理するというコンピュータの特徴は、半面では、一見些細にみえるミスにより、短時間のうちに大量のミスが発生し、広範囲に影響を及ぼしてしまうおそれがあるというコンピュータ・システムに特有の脆弱性を意味する(兼子仁ほか編、シリーズ「自治体情報政策・情報システム」第3巻『データセキュリティ・プライバシー保護』, 1985年, 25頁)。そのようなわけで、この電算条例は、目黒区の行政担当者によってもいわゆるプライバシー条例として位置づけられている(目黒区企画部電子計算課『目黒区の電子計算・昭和60年度版』参照)。

そこでこの電算条例は、

電子計算組織の(区以外のものが管理する電子計算組織との)結合の禁止

個人データの記録制限

データの正確性および客観性

データの安全管理

個人データ等の提供制限

電子計算処理概況等の公表

個人データの開示

個人データの訂正および削除

電子計算処理の委託

などに関する条項をおいている。例えば、個人データの記録制限についての第5条の文言は次のとおりである。

第5条 つぎの各号に掲げる個人データは、電子計算組織に記録してはならない。

一 思想・信条および宗教に関する事項

二 人種および特別の社会的差別の原因となる社会

### 的身分に関する事項

#### 三 犯罪に関する事項

- 2 前項に定めるもののほか、電子計算組織に記録することによって区民の個人的秘密を不当に侵害するおそれがあると認められる個人データは、電子計算組織に記録してはならない。
- 3 電子計算組織に記録する個人データは、前条に定める事務を処理するために必要かつ最少限のものでなければならない。

この電算条例にある「個人的秘密」はプライバシーにおきかえてよりであろう。個人データについて、その記録を制限したうえで、区民等に開示、訂正、削除の請求権を認めているこの電算条例は、現代におけるプライバシー権をふまえたものと評価しうる。

この電算条例でいまひとつ注目すべきことは、電子計算組織の管理運営を適正に行うため、区長の付属機関として、東京都目黒区電子計算組織管理運営審議会(以下、審議会と略記する)を置き、次の条文をおいていることである。

第13条の2 区長は、つぎの各号の一に該当する場合においては、あらかじめ審議会に諮問してその意見を聞かなければならない。

- 一 電子計算処理の年間実施計画を策定しようとするとき。
- 二 大規模なまたは個人的秘密に係る電子計算処理システムを開発しようとするとき。
- 三 電子計算組織に新たに個人データを追加しようとするとき。
- 四 法令に特別の定めがある場合を除き、個人データまたは個人情報を外部に提供しようとするとき。
- 五 法令に定めがある場合を除き、特定の事務を処理するために作成した個人データまたは個人情報を当該事務以外の事務に使用しようとするとき。
- 六 個人データまたは個人情報の電子計算処理を外部に委託しようとするとき。
- 七 個人データの訂正または削除の請求の不承認等に関する不服申立てについて、決定または裁決しようとするとき。

なおこの電算条例では、「個人データ」と「個人情報」という用語は、次のように定義づけられている(第2条)。  
個人データ……個人または法人その他の団体(以下「個人等」という。)に関するデータで、個人等を特定することができるものをいう。  
個人情報……電子計算処理によって得られる個人等に関する事象・概念などで、個人等を特定

することができるものをいう。

この審議会は、電算条例施行規則により区民参加の審議会となっており、厳格に審議がおこなわれている。例えば1987年7月4日に審議会が開催されているが、その時の議題の一つは、「喜寿、米寿、白寿該当者に対する祝品に関して、名簿を配送業者へ外部提供することについて」の諮問であった。つまり、「昭和62年度より喜寿祝品、米寿祝品、白寿祝品の支給が決定されたが、その支給について、対象者が多数なため、業者(具体的にはデパート)に対象者名簿を貸与し、配送を依頼することについて、審議会の意見をうかがいたい」というものである。説明事項としては、「提供するデータの内容は、昭和62年度中に喜寿(77歳)、米寿(88歳)、白寿(99歳)をむかえる祝品支給対象者の住所、方書、世帯主名、氏名、性別であること」、「対象者の抽出及び異動の把握は、事実上機械で行なわなければ不可能な作業であること。また、異動を把握することで対象者に確実かつ迅速に品物を支給することができるので、敬老事業の目的の達成度が向上すること」などについて、区側から文書と口頭で審議会に説明されている。また、データ等の保護のために区が業者と締結する予定の覚書案(全文14ヶ条)も提出され、説明されている。審議会では委員が、覚書案の条文についての質問も含めて理事者(区側)に質問したうえで、「賛成」の答申をしている。

ところで、この敬老事業の予算はすでに区議会で可決されていることであり、また確かに多数の住民の中から該当者を検索し、住所や氏名などを短期間に打ち出すことは、コンピュータによってこそよくなしうることであろう。そのうえ、この敬老事業自体は、特に異議をさしはさむべき性質のものではない。だから、プライバシーの権利についての人権感覚がとぼしい者にとっては、なぜ本件のようなことまで審議会にはかり、1件ごとに慎重に審議しているのか、にわかには理解しがたいであろう。

形式的には本件は、前記の電算条例第13条の2の第四号及び第五号に該当するから諮問がなされたわけである。実質的に考えると、年齢や住所や氏名などは個人データであり、その個人データが本件敬老事業のように使われた場合、それをプライバシーの権利の侵害だと感じる人がいるかも知れないからである。つまり、ある日突然あるデパートからおそらく区長名義で喜寿の祝い品が届けられたとすると、おそらく、「喜寿などまだ若いのに、区はおせっかいなことをする」「そもそも喜寿を祝うか祝わないか自体がプライベートなことなのに、区は余計なことをしている」「いったいデパートはどうして私の

住所や名前や年齢まで知っているのか? 不気味な感じがする」等々のことを感じ、むしろ不快に思う人もいるかも知れないということである。

だから、「自己に関する情報の流れをコントロールする個人の権利」を承認し、それを前提とするならば、個人データを本件敬老事業に使用するような場合は、行政の側はあらかじめ各個人の同意を得なければならないということが論理的に導き出される。しかし、そのような場合にいちいち本人に同意を求める手続きを踏まなければならないとすると、現実には行政効率を著しく減じ、また不合理な公費の支出を余儀無くされるおそれが多分にある。

審議会の一つの役割は、まさにこのような矛盾を「調整」することにある。つまり本件のような場合、各個人に同意を求める手続きを踏むことかわりに、審議会への諮問がなされるのだと解されるのである。

さて、前掲『目黒区の電子計算・昭和60年度版』(1986年3月刊)によれば、1986年2月現在で目黒区が電算処理している業務(大項目)32項目のうち、教育関係の業務(大項目)は、「区立幼稚園」「入学指定」「就学援助」「奨学資金」の4項目であり、その概要は<資料1>のとおりである。

したがって、電算条例の制定によって、前述した「学校文書」の取り扱いが大きく変わった、ということはないとみられる。

<資料1>

教育関係

業務名	処理名	処理概要	処理サイクル	対象件数
(1) 区立幼稚園	月例 PTR	区立幼稚園の入園料・保育料の収納処理	月1回	590件
	当初 PTR	年度当初に、区立幼稚園入園者の対象者名簿と入園料通知の作成	年1回	550件
(2) 入学指定	学齢簿異動 RiS	転入・転居による学齢簿記載事項の変更、指定外・区域外就学のため就学校の変更	オンライン	300件/日
		学齢簿対象者・新入学対象者の異動一覧、個票の印刷	オンライン	300件/日
	学齢簿への新入生の登載 EGR	新入生対象者名簿の印刷	年3回	約6,000件
		学齢簿D・Bへの登載	年1回	
		就学通知ハガキの印刷	年1回	
	学齢簿での卒業・入学処理 EGR	学齢簿の印刷	年1回	約2,500件
		就学時健診対象者名簿の印刷	年2回	
月例異動 EGR	就学時健診通知の印刷	年1回	約10,000件 約25,000件	
	在学・卒業該当マークの変更	年1回		
	全在学者名簿の印刷	年1回		
(3) 就学援助	月例異動 EGR	学齢簿登載者異動一覧の印刷	月1回	800件
	その他 EGR	学校別在学者数統計 帰国子女統計等	随時	約25,000件
(3) 就学援助	当初異動 QRP	就学援助費認定者の更新、就学援助費支給処理、及び通知書の作成	月1回	3,060件/年 3,060件/年 920件/月×8回 374件/月×8回
	当初異動 QRP	就学用品の支給者の名簿及び、所得率のリストを作成	年1回	3,060件
(4) 奨学資金	返還処理 GKN	異動に伴うマスターの更新と消込処理	月1回	約300件
			年2回	約150件
			年1回	約1,400件
	口座振込処理 GKN	異動に伴う口座振込処理	年4回	約250件/回
			金融機関マスターの変更	随時

(調査報告) 情報公開・個人情報保護問題と公立学校

業務名 (1) 区立幼稚園

対象とする範囲 区立幼稚園に在園している者、およびその保護者

データ項目

データ項目	データ項目	データ項目
整理番号	入園月	納付額
住所	退園月	納付月日
保護者名	入園料額	納付処理月
園児名	保育料額	

業務名 (2) 入学指定

対象とする範囲 中・小学校就学対象者

データ項目

データ項目	データ項目	データ項目
学齢簿番号	保護者との続柄コード	区域外就学理由コード
住民番号	指定外就学理由コード	〃 承認期限
指定校コード	〃 承認期限	就学監督年月日
就学校コード・名	旧指定校コード	原級留置年月日
入学年月日	指定校変更年月日	学齢簿作成・変更コード
転退学年月日	旧就学校コード・名	〃 年月日
卒業見込年月日	〃 入学年月日	作成住区番号
保護者名(カナ・漢字)	〃 転退学年月日	新入学生学齢簿番号
保護者住所・方書	〃 就学校変更年月日	帰国子女・国名

業務名 (3) 就学援助

対象とする範囲 就学援助費受給者、およびその世帯構成員

データ項目

データ項目	データ項目	データ項目
整理番号	金融機関名	世帯構成員の生年月日・性別
学校	口座番号	・学年
学年	口座名義人	世帯単位額
住所	所得	住宅扶助額
児童・生徒名	住宅状況	生活扶助額
保護者名	家賃	教育扶助額
性別	要・準の別	給食費
生年月日	所得率	支給金額
金融機関コード	世帯人員数	

業務名 (4) 奨学資金

対象とする範囲 奨学資金の貸与者

データ項目

データ項目	データ項目	データ項目
奨学生番号	調定額	不納欠損額
住所	収入額	前回収入年月日
氏名	収入年月日	銀行コード
貸付総額	電話番号	預金種別
返還賦金	返還コード	振込金融機関
返還期間	処分コード	口座番号
返還月	郵便番号	貸付期間
処分期間	調定累計額	貸付月額
調定年月	収入累計額	

<注>目黒区企画部電子計算課『目黒区の電子計算・昭和60年度版』, 1986年3月, 78頁, 80頁, 118~119頁。

## II

目黒区の電算条例は、他の自治体の先がけとなる先進的なものではあったが、それは電子計算組織とのかかわりに限られており、個人情報の保護という点からいえば、手処理による個人情報の取り扱いについて特に新しい規定をおいたわけではなかった。「学校文書」のほとんどは、いまだ手処理によっているので、電算条例の制定によって「学校文書」の取り扱いが大きく変わるということもなかったといえるわけである。

さて、目黒区は1984年9月に東京都目黒区公文書公開条例を制定している。これも自治体の中では早いほうであった。

同条例は第1条で、「この条例は、区民の公文書の公開を求める権利を保障するとともに、公文書の公開等に関し必要な事項を定めることにより、公正で開かれた区政の推進、区民生活の向上、区民の区政への参加およびコミュニティづくりの促進を図ることを目的とする」と、その目的を定めている。前述した「国民の知る権利」の意義が十分に自覚された文言になっていると評しえよう。

この公開条例の内容の紹介は、ここではさし控える。今日の公文書公開条例についての一般的理解で、そごをきたさないとされるからである。しかしまず、次に掲げるものが「公開しないことができる公文書」のなかに含まれていることを紹介しておく(第5条第3号)。

- 区政執行に関する情報であって、職員勤務評定記録、教育指導記録等で、公開することにより区政の公正または適正な執行を著しく妨げるおそれのあるもの。
- 区政執行に関する情報であって、区の機関内部もしくは機関相互または区と国等との間における審議・検討等の意思決定過程における情報であって、公開することにより公正または適正な意思決定を著しく妨げるおそれのあるもの。

勿論この公開条例は、「公文書を公開することを原則」としている(第3条第1項)のだが、上記の例外規定により、例えば職員会議録などは公開しないことができる文書とされたとみられる。

いまひとつ重要なことは、この公開条例の第一義的な意味は、主権者である住民の区政に関する知る権利を保障し、区民の区政への参加を意義あらしめることにある。したがって住民は原則としてすべての公文書の閲覧を請求できるわけである。しかしながら、「学校文書」には、指導要録をはじめとして、個人情報が多い。指導要録などの個人情報である「学校文書」を他人(住民)がいわば勝手に閲覧できるというのでは、その本人と親はたま

たものではない(プライバシーの権利の侵害になる)。そこでこの公開条例は、次のような個人情報保護の規定をおいている(第3条第2項)。

- 実施機関は、公文書の公開にあたっては、個人の尊厳を守るため、個人に関する情報を十分に保護するものとする。

大きくは以上のような2つの理由で、公開条例によっても「学校文書」の取り扱いが大きな変化をうけることはなかった、とみられる。このことは他面で、次のことを意味している。

子どももしくはその親が関心をもつ調査書(いわゆる内申書)や指導要録などの学校が作成する個人情報は、かねて法令上の根拠なしに、本人もしくはその親にさえ開示されないのが一般的であった。そしてこの体制は、電算条例をもってしても、公文書公開条例をもってしても、変化することがなかった。

個人情報である「学校文書」の本人開示の適否が行政サイドで本格的に検討されるためには、もう一段階の事態の進展を待たねばならなかったのである。

## III

コンピュータの普及などによる高度情報化社会は、個人情報が民間企業の利潤追求の手段として使われるなどの事態を大量に生み出した。市民の多くは、ダイレクトメールや電話によるセールスの急激な増大で、このことを身にしみて感じている。

目黒区が1986年7月に実施した目黒区世論調査(調査対象 満20歳以上満80歳以下の区民2,000人、有効回収率78.1%)のなかに、次の設問が含まれている。

「情報化社会の進展にともない、プライバシーの保護が重視されていますが、あなたはプライバシーの保護についてどの程度関心がありますか。」

そして、この設問に対する回答数1,561の内訳は、次のとおりであった。

- ① 非常に関心がある………27.9%
- ② ある程度関心がある………47.3%
- ③ あまり関心がない………21.8%
- ④ 全く関心がない……… 3.0%

つまり、プライバシーの保護に関心をもっている層(①+②)は、75.2%の多きにたっていたのである。

他方、この世論調査の前後の時期には、

1985年6月 住民基本台帳法改正

1985年7月 総務庁「行政機関における個人情報の保護に関する研究会」設置

1986年1月 通産省「民間企業における個人情報保護に関する研究会」設置

1986年3月 大蔵、通産両省から、金融、信販業界等に対して信用情報の規制強化の通達

1986年12月 総務庁の前記研究会報告「行政機関における個人情報の保護対策のあり方について」などの国レベルの動きがあった。同時に、1986年1月に川崎市が個人情報保護条例の施行にふみきるなど、いくつかの市、特別区、町が個人情報の保護にかかわる条例を制定している。

こうした状況と動向のなかで、目黒区は1986年4月に、行政内部に(庁議の下部組織として)東京都目黒区個人情報保護制度調査委員会を設置した。同委員会は、その検討結果を、1987年2月に『個人情報保護制度に関する報告書』として公表した。同報告書は、その冒頭に次のように書いている。

「プライバシーの権利は、従来の『一人にしておいてもらう権利』という概念から、今日では『自己に関する情報の流れをコントロールする権利』という概念として理解されるようになってきている。この権利を具体的に行使可能なものとするためには、個人情報を体系的に保護し、個人の権利を保障するしくみが必要である。

本区においては、個人情報を多量に保有する自治体の立場から、これまでも電算条例を制定するなどして、個人情報の保護に努めてきた。しかし、情報化社会の一層の進展等を考慮すると、電算処理に係る個人情報のみならず、すべての個人情報を対象とした総合的な個人情報保護制度を確立することが、緊急かつ重要な課題である。」(なお、この報告書には前述した「目黒区世論調査」の結果とその分析の詳細が資料として収録されており、興味深い。)

こうした準備のうえに目黒区は、条例により、1987年5月に区長の付属機関として、東京都目黒区個人情報保護制度審議会を設置し発足させたのである。同審議会の所掌事項は、条例により、「区長の諮問に応じ、個人情報保護の制度化に関する事項について審議し、答申することと定められている。委員は条例とその施行規定により、

区議会議員……………7人以内

区内関係団体の構成員……7人以内

学識経験者……………6人以内

区内に居住する者……………5人以内

とされている。「区内に居住する者」5人は、区が公募したうえで、目黒区の東部地区、西部地区、南部地区、

北部地区、中央地区からそれぞれ1名を抽せんにより選任しており、先の電算審議会と同様、区民参加の審議会である。また、この審議会は区民の傍聴が可能であることは、電算審議会の場合と同様である。

さて、本稿執筆の時点(1988年4月)で、個人情報保護制度審議会での検討は、最終段階を迎えている。小委員会(ワーキング・グループ)から答申案が出され、その検討に入っており、5月には答申がおこなわれる見込である。

その答申案はまず、「区民等は、自分に関する個人情報記録が、正確であることを要求し、正当に使用されることを要求する憲法上の権利をもっている」との認識から、条例の形式をもって個人情報を保護する制度をつくりあげる必要がある、と提言している。そして、その具体的な内容としては、区のすべての執行機関に個人情報の収集、保管、利用について厳しい制限を課すことを提言し、他方で区民等のプライバシーの権利を保障する具体的なしくみを提言している。本稿はその詳細を紹介する場ではないが、例えば前者のなかには、個人情報に関する

- 必要最小限収集の原則
  - センシティブ・データ(要注意情報)収集の原則的禁止
  - 本人からの直接収集の原則
  - 各課に個人情報管理責任者を置くこと
  - 主管部局(情報センター)の設置
  - 個人情報の登録制の採用
  - 個人情報の目録を作成し、区民等の閲覧に供すること
  - 目的外利用の原則的禁止
- などの提言が含まれている。

また、後者のなかには、自己に関する個人情報記録についての

- 開示請求権
- 訂正請求権
- 抹消請求権
- 利用中止請求権
- 請求に対する実施機関の決定についての審査会の設置(区民等の不服申立て権の保障)

などの提言が含まれている。

本稿が関心をもつのは、自己情報の開示請求権である。答申案が、「区民等は、実施機関に対し、自己に関する個人情報記録の閲覧を請求し、もしくはその写しの交付を請求することができるものとする」としているのは、プライバシーの権利を承認している以上当然のことであ

る。

しかしながら、続けて答申案は次のように書いている。

「自己情報の開示請求は、しかしながら、いかなる場合にも認められる、というものではない。以下の場合には開示しないことが許されるものとして、そのことを条例に明記すべきである。

- ①法律または条例で開示しないものと定められている情報。
- ②開示することにより第三者たる特定の個人が識別され、または識別されうる情報で、当該第三者に関して目的外利用および外部提供が認められるべき場合に当たらない場合。
- ③個人の評価・判定・指導・相談・選考・医療記録等に関するもので、正当な理由にもとづき本人に閲覧等をさせることが適当でない認められたもの。
- ④開示することにより、実施機関の公正または適正な職務執行に著しい支障をきたすことが明らかなもの。
- ⑤その他公益上非開示とすることが必要と考えられるもの。ただし、実施機関は、非開示の決定に先だって、審議会の議を経ることが要請される。」

本稿が特別に関心をもつ上記⑤について、答申案は続けて次のように説明している。

「⑤について、従来、本人非開示の理由として、開止することにより本人の自尊心を傷つけ、意欲・向上心を失わせ、本人のためにならない、ということをおげることが少なからずあった。しかし、このような理由づけは、非開示の理由として不十分・不適當であるとする。本人のためになるかならぬかは、本人の側の判断に委ねられるべき問題であり、開示の原則を破るほど強いものではありえない。評価等を本人に開示しない場合には、そのための正当な理由の存すること、たとえば以後の行政執行上のさまたげになるということが立証されなければならない。

さらにいえば、そもそも公的な評価記録は、その内容を知ることによって本人が啓発され、努力のための目標ないし動機として機能するような書き方、内容のものに改められるべきなのである。近年、埼玉県において教員採用試験成績の本人開示が行なわれるにいたっているが、このような傾向が強まることを希求するのである。このことは、本人にとって好ましいだけでなく、採用人事に対する住民の信頼をよびおこし、ひいては行政全般の信頼に連なることになると考える。

医療の分野においても、患者は単なる治療の客体で

はなく、自己決定権の主体であるとするのが、動かしがたい世界のすう勢である。しかし、病名を本人が知ることによって治療に悪影響が与えられることがあるということも事実であり、そのような結果が想定される場合にまで病名を本人に教えるのは、わが国の文化ないし風土となじまないところである。そのような場合に治療上の情報を本人に開示しないことは、承認されるものとすべきである。」

医療にかかわる個人情報はおくとして、子どもの指導や評価などにかかわる学校の個人情報の本人開示(子どもの場合は親権者への開示)の問題について、答申案の上記引用部分は次の4点を提言していると読める。

第1に、非開示の理由として漫然と意識されていた事由を整理し、再検討すべきこと。

第2に、本人の利益になるかならないかは本人が判断すべきことであり、抽象的に本人のためにならないからというのでは、非開示の理由とはならないこと。

第3に、非開示であることが許されるためには、今日のプライバシーの権利論を十分ふまえたうえで、なお正当な理由が存することが必要であること。

第4に、指導記録、評価記録などの様式そのものを再検討すべきこと。

確かに、学校のこれらの個人情報の本人開示の是非をめぐっては、意見は分かれるし、合意形成は容易でない。目黒区の審議会でもそのことをおもわせる意見のやりとりがあったし、本稿「まえがき」で引用しておいた「個人情報保護法案(最終案要旨)」第14条第2項の規定の仕方も、おそらくそうした事態を反映してのことと思われる。

そうしたなかで、上記答申案が、一般論としてはあるが叙上のような提言をしていることは、積極的な意味をもつものとしておおいに注目されるのである。

#### IV

目黒区個人情報保護制度審議会は、具体的な個々の個人情報記録(例えば指導要録)の取り扱いについて審議し、答申する性格のものではない。

前述したように、目黒区個人情報保護制度調査委員会がその報告書に、自己に関する情報の流れをコントロールする権利を具体的に行使可能なものとする必要があると書き、その基礎のうえに目黒区個人情報保護制度審議会が設置されることが明らかになった時点で、電算条例の折にも公文書公開条例の際にもそのことについて本格的に論じられることになかった学校における個人情報記



録の本人開示の問題が、いずれ大きな問題となることが教育行政関係者に自覚されたとみてまちがいあるまい。

そこで目黒区教育委員会は、1986年7月に、目黒区立学校における個人情報保護を図ることを目的として、必要な事項を調査検討するために、教育長の検討機関として、目黒区立学校個人情報保護制度調査委員会を設置した。同委員会は区内の小、中学校の校長、教頭、教諭、事務職員、指導主事、教育委員会事務局職員など20名の委員によって構成された。同委員会は、ほぼ1年半にわたる調査検討の後、1988年2月29日付で、教育長に対し「目黒区立学校における個人情報保護制度のあり方について」答申した。この答申について3月4日付「都政新報」は、個人情報保護の「条例制定以前にこうした問題点のとりまとめを行っている他自治体はなく、今後、各区(教委)からも注目されることとなりそうだ」と報じている。そこで、以下この答申の内容をやや詳しくみておくことにする。

まず、答申の基本的立場は次の引用文からうかがい知ることができよう。

「公開条例においては、個人情報を原則的に非公開とすることにより、プライバシーの権利を消極的には保護している。しかし、・・・これからは、プライバシーの権利をより積極的にとらえ『自己の情報をコントロールする権利』として、情報主体が参加する道を確保することで、人間としての尊厳の保障を確立してゆくことが必要である。」

ついで答申は、1982年の行政管理庁のプライバシー保護研究会による「プライバシー保護のための基本5原則」などに依拠して、義務教育においても以下の基本5原則に基づいた個人情報の保護を図って行くべきである、と提言している。

(1) 収集制限の原則

個人データの収集に際し、収集目的を明確にするとともに、収集するデータの内容も、収集目的の達成に必要な範囲に限定すべきである。また、データの収集は適法かつ公正な手段によらなければならない。

(2) 利用制限の原則

個人データの利用は、原則として収集目的の範囲内(目的内利用)に限定すべきである。

(3) 個人参加の原則

個人が自己に関するデータの存在およびその内容を知ることができ、かつ、必要な場合には、そのデータを訂正させることができるなどの手段を、保障すべきである。

(4) 適正管理の原則

収集・蓄積した個人データは、正確かつ最新なものとして管理するとともに、その紛失、破壊、改ざん、不当な流通等の危険に対して、合理的な安全保護措置を講じるべきである。

(5) 責任明確化の原則

プライバシー保護に関してデータ管理者(データ処理について決定権を有する者)等がおわなければならない責任の内容を明確にする必要がある。

答申は、上記基本5原則を具体化して、次のような、義務教育における個人情報保護制度原則を導き出している。

1. 実施主体・権利主体

- 各校の独自性を尊重し、各学校が主体となって具体的な個人情報の保護を図るべきである。
- 児童・生徒は未成年者であることから、実際にはその保護者が権利を行使することになる。

2. 権利内容

- 権利主体にとっては、自己に関する情報が、どの範囲で、どのような形で収集され、利用され、保管され、そして消去されるかについて知ることが権利の内容となる。

3. 収集目的

- 収集の目的をはっきり定めておくことが必要である。
- 目的を達成するに必要最小限の内容・項目にすべきである。
- ある特定の個人の情報を収集する必要性が生じた場合に、“ついでに他の児童・生徒の情報も”という形での情報収集は避けるべきである。

4. 利用限度

- 個人情報を目的外に利用することは原則的に禁止されるべきである。
- 学校内利用における目的外利用の原則的禁止
- 学校外提供(区内の機関)の原則的禁止
- 外部提供(区外の機関)の原則的禁止
- 例外としての目的外利用は、本人の同意、審議会に諮る等の適正な手続を経るべきである。

5. 登録制と目録

- 各個人情報記録単位ごとに登録することが理想だが、自己情報コントロール権の保障と事務効率の確保というあい反する二つの要請を考慮すると、部ないし委員会単位で登録することが望ましい。
- 個人情報の記録単位の目録を作成し閲覧に供する必要がある。

ところで、前述の基本5原則はもちろん、上記の制度原則も、行政一般に妥当するものである。別の言い方をすれば、一般の行政機関とは異なる学校という教育機関の独自性に十分に考慮が払われているとはいえない。答申ももちろんそのことに気づいている。

答申はそこで、こうした面での学校の特徴を次のようにえがいている。

「学校においても、確かに組織や校務分掌上それぞれの役割として目的は明確である。しかしながら、学校の場合には、・・・1教諭の職務範囲が、教育全般に及んでいる状況にある。

このことは、結局、義務教育の目的が、児童・生徒一人ひとりに対して全人格的教育を施すものであり、児童・生徒に関する個人情報、多様な側面から収集し利用・活用することによってより効果的な指導をおこなうことが、必須の条件となっているためである。」

「義務教育という分野においては、各業務別・校務分掌別に利用を制限することは、それぞれの仕事が密接不可分に連関しあっている状態を切り離すことになる。」

このような認識のうえに、答申は、学校に独自の制度原理として次の点を提案している。

(1) 登録単位

次のように個人情報の主体的単位により登録管理することのほうがより義務教育に適合的である。

- ① 児童教育
- ② 心障児童教育
- ③ 生徒教育
- ④ 心障生徒教育
- ⑤ 園児教育
- ⑥ 小学校教職員(幼稚園職員を含む)
- ⑦ 中学校教職員

(2) 目的外利用・外部提供の原則的禁止

○目的外利用の制限における「目的」は、各登録単位の目的ととらえるべきである。

○校内における目的外利用の場合および校外へ提供する場合は、審議会に諮るなど一定の手続きを必要とする。

(3) 収集目的の明確化

収集目的の明確化における「目的」は狭くとらえるべきである。

そこで、個人情報保護に関しての目的は、次の2通りとなる。

登録単位における目的(広義)

(例)「学校における児童の指導にあたって必要な

個人に関する情報」

収集目的における目的(狭義)

(例)「運動会における敬老席を設置するにあたって必要な名簿を作成するため」

この学校に独自の制度原理についてコメントしておく。上記①～⑦の登録単位は、区全体の登録単位の一部としてみれば、これが学校の登録単位かということで違和感はないかもしれない。しかし学校ごとにみれば登録単位はせいぜい2ないし3ということで、プライバシーの権利の保障という観点からは問題が残ろう。そこを埋めるために、収集目的を狭く絞っている、という意味あいもあると思われる。

答申はこのほか、「区の審議会とは別に、学校での個人情報保護のための学校関係独自の協議会(仮称)のようなものを設置」すべきこと、「個人情報の開示請求を受ける等の窓口については、本来、……学校が窓口になることが望ましい。しかし、……当分の間は、公文書公開条例における窓口対応と同様に、区教育委員会庶務課」があたりが望ましい、などのことを提言している。

ところで、この調査委員会は審議したすべての事項について一定の結論を出しているわけではない。そこで答申は、ひきつづき今後において検討されるべき課題として、以下の4項目をあげて、答申文を閉じている。

- (1) 必要最小限収集の範囲
- (2) 目的外利用の「目的」の具体化
- (3) 成績一覧表の外部提供
- (4) 教育評価記録の本人開示

以上が答申の要点である。

V

そこで本稿では、「教育評価記録の本人開示」の問題を中心に若干の検討を加えておきたい。

「目黒区立学校における個人情報保護制度のあり方について」(答申)は、小学校、小学校心身障害学級、中学校、中学校心身障害学級における「本人非開示の個人情報一覧」を資料として記載している。これは、研究者が容易に手にすることはできない、その意味で貴重な資料であると思われるので、資料提供の意味をこめて、小、中学校のものを次に引用しておく(資料2)。

そして答申は、代表的な教育評価記録としての指導要録、調査書等の取り扱いについての意見を非公開論(非開示論の意味)と公開論(本人開示論)に2分し、それぞれの論拠を次のように整理している。

(調査報告) 情報公開・個人情報保護問題と公立学校

<資料 2 >

本人非開示の個人情報一覧

小学校

No.	個人情報記録名	個人情報記録の目的	全部非	一部非	現状における非開示理由
15	学年・学級・専科経営案	学級経営等の計画・反省, 児童の指導内容		○	教師が学級経営等において, 年間の方針具体案を明らかにしたものであるが, その中で, 問題行動児や特に指導に配慮する児童名等をあげ, 手立てを記入する。 そのため, 個人名をあげて指導する内容を記載しているため, 内容を保護者等に公開した場合, 誤解が生じたり, トラブルが起きる恐れがある。
113	児童指導要録	児童の学籍・指導の経過および児童の実態の記録		○	通信簿の評定と異なる内容であるため, これが全部公開されると教師の教育的配慮が認められなくなる。 また, 教師が指導する立場にたって記入してあるので, 保護者に正しく理解されない場合がある。 さらに, 保護者の考えや態度等を記入する場合があるので, 問題が生じる。
116	知能テスト成績一覧表	学習指導の資料	○		教師が有効な学習指導を考えるための資料であり, これが公開されると, 児童や保護者に不必要な自信を与えたり, 自信喪失で意欲を失わせたりするので, 非公開が適切である。
117	性格検査個人表	生活指導の資料	○		No.116と同様の理由
123	中学受験報告書	中学受験報告記録保存	○		落ちたときに報告書のせいにする場合があり, 保護者とのトラブルがある。 また, 記述の内容に付いて保護者から要求がでたりする場合も考えられる。 全部公開しても良いとの意見もある。
126	校内外の事故調査書	児童の事故防止・予防のための資料	○		公開後の生活指導に支障がある。 全部公開しても良い。

中学校

No.	個人情報記録名	個人情報記録の目的	全部非	一部非	現状における非開示理由
20	学校事故報告書(生徒)	事故発生後, その事故の原因・経過・結末処理等について監督機関に報告し, 指導や処置を受ける。	○		相手方のある事故等では, 相手の申立てなども記録されるし, 今後の指導方針なども記録されるので, 本人および父母に対する段階を踏まえた指導ができなくなる。
71	知能検査個人別一覧表	学習の可能度や進路の適正を知るための資料の一つ。	○		本人が知ることにより, 自己嫌悪に陥ったり, 学習意欲を失ったりする。自己能力を自己決定して進歩向上を阻害する。
73	生徒指導要録	児童・生徒の学籍ならびに指導の過程やその結果を要約して記録し, 指導の資料と外部に対する証明のための原簿。		○	親の職業, 親子関係(戸籍上の養子など)の人に知られたくない内容もある場合がある。 担任の所見なども記載されるので, 本人の悪い行為などの記述については教育的にマイナスになる。
83	事故(被害)報告書	生活指導面での問題で, 構内や他校と情報を交換し合って, 対処の仕方や未然防止に役立てる。	○		No.20と同じ
84	事故(被害)問題行動報告	No.20と同じ	○		No.20と同じ

85	問題行動報告書(校内用)	No.83と同じ	○	No.20と同じ
86	問題行動報告書(区内各中学校用)	No.83と同じ	○	No.20と同じ
88	調査記録票(学校用)	生徒の問題行動などの記録	○	教師の指導過程や所見などが記録されている。
89	学校照会書	事件等を引き起こした生徒について、人物・学業・交友・家庭環境などについて報告する。	○	教師の所見が記録される。本人にも秘密にしている部分も記録されている。
90	生徒指導要録抄本	No.73と同じ	○	No.73と同じ
91	児童指導要録抄本	No.73と同じ	○	No.73と同じ
92	標準学力テスト特別集計資料(校内)	学習の達成度を標準的なものを使って把握する。 進路指導の資料	○	
93	受験者台帳	進路指導	○	
94	成績一覧表	成績評価が正確であることの審査を経て受験高校(特に都立高校)に提出する。	○	
95	調査書	生徒の成績・健康・行動の記録などを進路先へ提出する。	○	教師の所見などが記録されている。

非 公 開 論	公 開 論
<p>調査書・指導要録等の教育評価記録に関しては、非公開扱いとして、教師に記録の秘密性を保障しておく必要がある。</p> <p>(理由)</p> <p>①制度論</p> <p>「およそ人格評価のたぐいは、それを公正に行おうとすれば、良い評価にせよ悪い評価にせよ、その者の面前において、もしくは公開されることを前提としては容易になし得ないことは経験上明らかであって、内申書の場合も生徒の人格評価と密接な関連を有する」</p> <p>このことから、内申書には「教育的見地から公正な判断に基づいてありのままに記載されることが原則的には望ましいと解すべきであり、そのためには記載内容が絶対的に秘密であることが制度上保障されていることが必要である。」</p> <p>②教師の教育評価の保障</p> <p>内申書・指導要録は、記載内容が、</p> <p>ア) 片寄りのない公正な評価によるもので</p> <p>イ) 評価事実がありのままに記載されていることが必要である。</p> <p>そのためには、教師の教育評価権が、教師の教育的配慮に基づく自由な裁量によって行われることが保障されていることが必要となる。</p> <p>ところが、教育評価記録の公開が前提となると、教師の自由な判断が事実上制限され、</p> <p>ア) 親におもねる評価がなされる可能性があり</p> <p>イ) 評価事実がありのままに記載しにくいものとなる。</p> <p>従って、教師の教育評価権を保障しておくためには非公開とされることが必要である。</p>	<p>調査書・指導要録等の教育評価記録についても、親・本人に公開して行くことで、親と教師が協同して子供の学習権を充足させて行く過程に役立てるべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>①評価の「公正」の確保</p> <p>人物評価の「公正」は、本人・親に秘密にすることによって守られるという考え方は、日本ではいまなお堅固として存在するが、これは、教師には誤りがないことを前提とするものに他ならない。</p> <p>しかし、教師もまた、時として誤りをおかすことがあるので、評価にあたっては、その生徒や親の参加を得て、その言い分を十分に聴取するという姿勢のほうが、はるかに「公正」であり、人格の接触を通じた相互意思交換の過程としての教育過程にふさわしいといえる。</p> <p>②親の教育要求権の保障</p> <p>教師の教育権は、子どもの人間的な成長、発達に欠くことのできない学習権を公的社会的に保障するために国家が整えたしくみであり、また、子どもの学習権保障につき第一次的な教育権者たるべき親から信託されたものにはかならない。</p> <p>しかも、親はこのことにより教育義務を全面委託したり放棄しうるわけではなく、むしろ教師と協同して子どもの教育にあたるべきである。</p> <p>従って、教師には教育専門家として親の知る権利・教育権に答える義務がある。教育専門家である教師は、十分な根拠・資料に基づいて、専門家としての評価・判断について、親の要求に答えるべきである。</p>

③親(本人)への影響

教師の教育専門家としての評価・判断と、非専門家である親の評価・判断との食い違いが、学校としての教育的配慮による記載の意図の理解を妨げ、時には、その教育的配慮と異なる結果をもたらす可能性もある。

そこで、教育評価記録を公開することは、かえって本人のためにもならないといえる。

③教育評価のあるべき姿

本来、生活指導面等での平常的評価は、本人・親に知らせて、本人の人的成長とその指導に役立てるべき性質のものである。

教師も、教育専門家として、十分な根拠・資料に基づいて評価・判断を行っているのであるから、評価にあたって、その生徒・親の意見を聞き、学校としての教育的配慮の理解を求めらるべきである。

マイナス評価も、まさに、本人に反省と自覚を促す指導性のあるものであってこそ教育的であるといえる。

さて、答申も認め尊重すべきだとしている今日のプライバシーの権利論からすれば、教育評価記録の本人開示は当然ということになる。しかし、前述のように答申は結論を出すに至らず、今後の検討課題としている。

一般論としていえば、法学や行政学で確認された原則(ここではプライバシーの権利)は教育の世界にもそのままストレートに適用されるべきだ、ということはいえない。教育をよりよくするための、教育原理(教育本質論)ないし教育条理に根ざした、教育に固有の法原理や制度原理があるはずである。教育法学や教育行政学が成立する根拠も、実はここにある。堀部教授の前掲書は、教育の領域におけるプライバシー権のあり方について一言もしていないが、それは法律学者である同氏の見識の表明かも知れない。

上記引用の「非公開論」「公開論」の理由は、前者が教師の教育権論を、後者が親の学校教育参加論を基底にしていると読めるし、また両者の教育観そのものにちがいがあのようにも感じる。両者はかみあっていない。

こういう時には、前提的問題を吟味することからはじめるのが適切であろう。ここでいう前提的問題の一つは、両論が存在しているという事実の歴史的背景である。

第1は、憲法は変われど行政法は変わらずという言葉どおり、戦後教育改革が不徹底であったことである。英国の1944年教育法(バトラー法)は親の教育権を規定したが、わが国学校教育法などの教育法令は親の教育権を学校とのかかわりで明記することはなかった。

第2に、戦後教育改革の理念が普及、定着するのを時間をかけてまつということとは逆に、国が教育と教職員を統制するという施策が1950年代の中頃以降あいついでとられたという、周知の事実がある。その結果、学校は官僚化し、閉鎖制を強めた。今日では、「学校は憲法、教育基本法等に規定されている父母、児童・生徒の教育上の諸権利の尊重に努めなければならない。学校は地域社会や父母・家庭に対してもっと開かれた学校運営を行うよう努力し、児童・生徒の個性と人権を尊重する基本姿勢を確立し、学校への新鮮な風通しをよくすることが

必要であろう」(1986年4月23日、臨時教育審議会第2次答申)といわれている。

第3に、そうしたなかで総体として国民の教育権論と称される諸学説が提出され、国民の間に教育についての権利意識がある程度形成され、判例にもある程度採用されてきたことである。上記引用の答申においても、いわゆる教科書裁判杉本判決や学力テスト事件最高裁判決の判決文や教育法学説からの文章が引用されている。教育法学説と現実社会とのかかわりの一例をここにみる思いがする。

いまひとつの前提的問題として、教育評価記録の位置づけの問題がある。

第1に、前記引用の「理由」に「およそ人格評価のたぐいは、……」とあり、これもすでに引用したが、答申本文に「結局、義務教育の目的が、生徒一人ひとりに対して全人格的教育を施すものであり、……」とあることにかかわる問題である。

「全人格的教育」という用語の意味が、教育においては人と人とのふれあい、教師と子どもとの人的なふれあいが大切だという意味においてなら、あるいはまた、教育は単に教科(知識)を教えるものではなく、生活指導やクラブ活動などの教科外教育も重要だという意味においてなら、異論はない。そうではなくて、義務教育は子どもの人格形成を目的意識的におこなうところであり、したがって学校での教育評価として人格評価がなされるのは当然だ、という意味だとしたら、それは近代の公教育の原理に反することである。

第2に、学校教育を教科教育と教科外教育に分けるとして、そのどちらに対する評価なのかということが自覚される必要がある。「全人格的教育」や「人格評価」が学校で目的意識的におこなわれることに批判的であることは、学校で市民的道徳が教えられ、クラブ活動や生徒会活動がそれぞれの目標や課題に即しておこなわれることを何ら否定するものではない。教科教育と教科外教育の評価は、それぞれの固有の目標や課題に即しておこなわれるべきで、抽象的な「人格評価」「人物評価」は、学

校教育にふさわしくない。

第3に、教育評価記録は、教師の側の「教育資料」であるだけでなく、入学試験や就職試験のさいの「選抜資料」として機能する場合がある。両者は性格が異なるのだから、様式や基準も区別されるべきだ、という自覚が必要である。とくに「選抜資料」においては、それが子どもの発達可能性、教育可能性、将来の幸福に奉仕すべきものであるという観点が重要であり、かつ不可欠である。

第4に、教育の専門家としての教師の教育評価(権)や判断といっても、それは複数、できれば3人以上の教師の合議によってなされ、かつ記録(記入)されることが望ましいし、そういう条件整備がなされるべきである。誤った判断、かたよった判断がなされるのを防ぎ、記入ミスをチェックするしくみが必要だからである。

第5に、前述したように、一般行政におけるプライバシー保護のしくみをそのまま教育の領域に適用するだけでは不十分だし、場合によっては誤りである。例えば、本人(親)に訂正権、抹消権、利用中止請求権を認めるにしても、一般行政の場合は訂正、抹消、利用中止を認めるか否かは行政側のイエスかノーかの回答だけであり、その回答に本人が不服の場合は審議会等に申し出るという手続であるのに対し、教育の場合は本人(親)と学校(複数の教師)との話しあいという手続が不可欠である。また、訂正、抹消、利用中止がおこなわれるにしても、本人(親)から請求があったからストレートにそうなったという性格のものではなく、そこには学校側の納得、合意、反省などの作用が存在しているはずである。したがって、このような教育に独自の性格に即した個人情報保護のしくみが考えられなければならない。

第6に、以上からいえることは、個人情報記録の種類、性格、様式(記入項目)、記入の基準などが見直され、改廃される必要がある。その作業は、父母参加の協議会でおこなわれることが、作業の性格に合致している。なお、「家庭調査票」などによる個人情報の収集は、もちろん

必要最小限収集の原則に服すべきであるが、そのうえでなお本人(親)の記入項目の選抜の自由(記入しない自由)が認められて然るべきである。

前提的問題を叙上のように理解したうえで上記引用の「非公開論」「公開論」の理由をながめてみると、双方の議論がかみあっていない原因がわかってくる。

第1に、「非公開論」は「選抜資料」であることと、評価対象としては人物評価ないしは「教科外教育」の評価について語っているのに対し、「公開論」は「教育資料」にもあてはまるいい方をしている。双方に「選抜資料」と「教育資料」の区別の自覚が欠けているが、「非公開論」においては特に、「選抜資料」は子どもの将来の幸福に奉仕すべきだという認識が希薄である。これは、国家が教育の目的と内容を定め、学校は人材の選抜・配分機構の役割をはたしてきた根深い歴史的現実に基づいていると思われる。

第2に、「親(本人)への影響」についていえば、親と本人は区別して考えるべきだし、どのような影響があるかを予測し判断したうえで親は開示請求をするであろう。したがって「影響」を理由に非開示を主張するのは誤りである。

結論的に私見を述べておこなうならば、教師や住民は研修を続けながら、学校における個人情報記録、教育評価記録の現状を見直し、必要な改廃を実施して、本人開示に踏み切るべきだと考える。調査書や指導要録の問題となると、一学校、一市町村教育委員会単位では対処しきれない問題を含んでおり、この問題へのとりくみの全国的な広がりが期待される。

<付記>1987年度において、東京都目黒区電子計算組織管理運営審議会および同区個人情報保護制度審議会の委員をつとめ、勉強する機会に恵まれた。関係者各位に記して厚くお礼申し上げる次第である。

(本号原稿提出締切日=1988年4月18日提出)